

コスモ・クリーンエナジー株式会社の払戻金制度に関する事項は、以下のとおりです。

求人者にご紹介した求職者が、入社初日から起算して一定期間内に退職した場合、求人者が当該紹介に対して弊社に支払った紹介手数料の一部を以下のとおり求人者に返金します。

ただし、死亡および傷病を原因とするものや、求人者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

1. 入社初日から起算して1ヵ月以内に退職した場合
紹介手数料の70%に相当する金額を返金します。
2. 入社初日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合
紹介手数料の50%に相当する金額を返金します。
3. 入社初日から起算して、3ヵ月を超えて6ヵ月以内に退職した場合
紹介手数料の30%に相当する金額を返金します。